

Ⅲ 指標策定の視点

1 指標策定の方向性

学校教育の水準は、子供たちとの人格的な触れ合いを通じて子供たちの学びを直接支援する教員の指導の在り方によるところが極めて大きい。優れた教育課程や教育方法が子供たちの学びに結び付くためには、教員がそれらの内容を理解し、自らの指導において有効に実践できることが必要である。したがって、学校教育の充実を図る上で、教員の資質能力の向上は最も重要な課題である。

また、東日本大震災の教訓から、学校における防災教育の推進体制を整備し、震災の記憶を風化させることなく、子供たちが防災に関する知識を身に付け、災害の発生に備えるため、地域と連携した防災教育に取り組んでいくことが必要である。

被災地や家庭の環境の大きな変化が子供に大きく影響を残している実情から、長期的な視点に立って子供たちの心理的ケアを支えるために、教員が支援技術を身に付ける必要がある。また、学校と地域の連携によって、地域の子育て機能を強化することが求められていることから、学校と地域の連携による子供の心のサポートに取り組んでいくことが求められる。

教員の資質能力の向上に関しては、教育公務員特例法の規定により、「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする」とされている。

前述のとおり、本県では、これまでマスタープラン及び平成30年指標を教員研修の指針として活用し、教員の資質能力の向上を図ってきた。この平成30年指標は、国指針で示されている「指標の内容」や「職責や経験等に応じて成長段階を設定する」という点においておおむね相応した本県の教員に求められる「7つの資質能力」ごとに「5つの教職経験段階」において必要とされる具体的な要素を示すものとなっており、本県の指標は、本県教育の現状や課題等を踏まえつつ、平成30年指標を生かし、発展させる形で改定する。

また、指標は、国指針に基づき、本県の県立の中学校・高等学校・特別支援学校と仙台市を除く市町村立の小学校・中学校・義務教育学校に所属する、本県の任命権に係る校長・副校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭を対象として策定する。

なお、指標は、学校種ごと又は職ごとに策定するのではなく、上記の対象者に共通して求められる基礎的・基本的な資質能力を示すものとし、それぞれ勤務する学校種又は自らの職の特性等に応じた資質能力が求められる場合は、自ら自発的かつ積極的に学び、必要な資質能力を身に付けることを求めていく。その意味で、指標においては、マスタープランの副題とされている「学び続ける教員」の姿を、引き続き本県の校長及び教員に求めら

れる資質の根幹として位置付けていく。

2 指標改定の方向性

「Ⅱ 現状と課題等」で述べたように、教育公務員特例法や国指針の改正など、教員の資質の向上について新たな方向性が示されたほか、本県においても各種計画等の改定が行われるなど、教育をめぐる状況は変化している。

平成30年指標策定から5年が経過し、このような状況を踏まえ、改定を行うこととする。

(1) ICT・データ利活用

令和元年度に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が開始され、教育におけるICTの活用の動きが本格化した。この動きは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い一層加速し、1人1台端末の早期実現によりICTを活用して全ての子供たちの学びを保障できる環境整備が図られた。

また、令和3年答申では、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、学習指導要領で求める「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげていくことが求められている。さらに、国指針では、教師に共通に求められる資質の「ICTや情報・教育データの利活用」の具体的内容として、授業や校務へのICTの効果的な活用、情報活用能力育成のための授業実践、学習改善のための教育データの適切な活用が示されている。

改定に当たっては、ICTの活用を求められる資質能力に含めて示すこととする。

(2) 校長、副校長及び教頭の指標

国指針では、校長は、「学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教員の自律的な成長を促すべき存在」として、「指導助言者である教育委員会の服務監督の下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負う主体」であり、「教員とは別に、個別の指標を策定」とされている。

改定に当たってはこれを踏まえ、「人材育成能力」として、教員への資質能力の向上のための研修受講等の適切な助言・指導等や、増加している若手教員、若年化する主任・ミドルリーダー層の養成、校内研修の企画・実施等について示すこととする。

また、これまで「管理職」として校長、副校長及び教頭に求めてきた資質能力を、校長と副校長及び教頭とに分けて、求められる資質能力を示すこととする。

(3) 養護教諭及び栄養教諭の指標

国指針では「必ずしも全ての職ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの職の特性を踏まえつつ、複数の職について共通の指標を策定することが可能」と

されており、指標は対象者に共通して求められる資質能力を示し、職の特性等に応じて求められる資質能力は、自発的、積極的に身に付けることを求めている。

しかしながら、令和3年答申において、生涯を通じて心身共に健康な生活を送る資質・能力を育成するための方策として「養護教諭の専門性や学校保健推進の中核的役割、コーディネーターの役割を發揮し、組織的な学校保健を展開」する必要があることや、「健康教育の基盤となる食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実を図る」ことが必要とされている。

また、「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議議論の取りまとめ」において、養護教諭及び栄養教諭について職責を遂行するための継続的・体系的な資質能力の向上に向けた具体的な取組が展開されることが求められている。

さらに本県においては、平成30年度から養護をつかさどる主幹教諭である「主幹教諭(養護担当)」を、平成31年度には栄養をつかさどる主幹教諭である「主幹教諭(栄養担当)」配置し、その役割として、学校経営目標の達成に向け、組織的・効率的な校務運営を推進するとともに、教育指導上の課題に対し指導助言等や学校保健、食に関する指導等について連携の推進役や先進的実践の普及を求めている。

そのため、今回の改定に伴い、これまで教諭と合わせて「教員」として求められる資質能力を示してきた養護教諭及び栄養教諭について教諭とは別に求められる資質能力を示すこととする。

なお、GIGA スクール構想により目指すべき次世代の学校・教育現場の姿として、個別最適な学び、協働的な学び、教育データの利活用による効果的な学びの支援、校務の効率化の4点が示されており、養護教諭及び栄養教諭においても、これらの教育全体の方向性の中で、その専門性をより發揮するためのICTの活用が重要となるため、ICTの活用を求められる資質能力に含めて示すこととする。